

## マムルーク朝末期アレクサンドリア におけるヴェネツィア人集団の運営

堀 井 優

### 一 領事と居留集団

エジプトの地中海沿岸部を代表する港町アレクサンドリアは、七世紀以降のイスラーム期にはムスリム領域と異教徒世界との境界に位置する一連の海港都市 (*thagir*) の一つであり、中世後期にはヨーロッパ方面に対する防衛と貿易の拠点となり、それゆえアイユーブ朝 (一一六九—一二五〇) およびマムルーク朝期 (一二五〇—一五一七) にはヨーロッパ商人の営むレヴァント貿易の要衝の一つでもあった。マムルーク朝期のアレクサンドリアでは、ジェノヴァ、ヴェネツィア、カタロニア等から来訪した商人が、本国政府とスルタン政権との交渉によって合意される諸条件にもとづき、「集団」 (*nazione, iā'ia*) ごとに居留民社会を組織していた。各居留集団は、領事 (*console, qunsul*) のおこなう行政と裁判によって統括され、スルタンから専用の商館 (*fondaco, funduq*) を割り当てられていた。とりわけヴェネツィア人の商人数と活動規模は、一四世紀中葉以降のヴェネツィア商業の目覚ましい伸長により、一五世紀には他の諸集団を圧倒した<sup>(1)</sup>。

ヴェネツィア人について見ると、一三世紀初頭に彼らは、アイユーブ朝のスルタン・アーデイル一世（位一二〇〇—一八）から、安全保障および同地に商館を置く権利を与えられた。彼らの領事は、アーデイル二世（位一二三八—四〇）が一三三八年にヴェネツィアに与えた商業特権のなかで初めて言及される。ヴェネツィア人は、一三世紀中葉には二つの商館を保有するようになっていた。彼らの領事は、マムルーク朝期をつうじて、若干の中断はあるもの同様に駐在していた。この状況は、エジプトがオスマン帝国（一二九九—一九二二）の支配期（一五一七—一七九八）に入ってから、しばらく継続した。そして一五五三年に領事の駐在地は、アレクサンドリアからカイロに移転した<sup>(2)</sup>。要するに一三世紀初頭から一六世紀中葉にかけてのアレクサンドリアは、ヴェネツィア領事の駐在地であり、それゆえエジプトにおけるヴェネツィア人の主要な居留地だった。この時期の同地におけるヴェネツィア人の商業活動は、従来の中世レヴァント貿易史研究で重要な問題として論じられてきたが<sup>(3)</sup>、彼らの集団の運営については、制度と実態の両面で不明な点が多い。本稿では、集団運営にかかわる組織構造を概観した後、一五世紀末の領事あて訓令史料を参照しつつ、この問題の制度的側面について若干の考察を試みることにしよう。

## 二 集団の組織構造

アレクサンドリアに駐在するヴェネツィア領事は、ヴェネツィア人居留集団を代表した。領事は、本国の大議會（*Maggior consiglio*）で選出されて派遣され、任地では本国の元老院（*Senato*）からの命令によりつつ、居留集団内の行政と裁判を行い、スルタン政権と交渉した<sup>(4)</sup>。領事を頂点とする集団内の組織構造については、さしあたりE・アシュトゥールによる中世レヴァント貿易史研究と、近年のG・クリストによる、一五世紀前半にアレクサンドリア領

事職を務めた人物の私文書を利用した研究が、簡略ながらもまとまった概観を与えてくれる。領事とともに集団を管理し、その運営を主導したのは、十二人会 (Consiglio di XII) と呼ばれる会議体だった。その構成員は原則として貴族とされ、領事によって選任され、領事とともに事案を審議し決定した。また領事は、必要に応じて集団全体の大議會 (Maggior consiglio) を召集し、居留地基金 (cotimo)、スルタン政権との胡椒取引、そのほか集団管理以外の事案について審議し決定した。この居留地基金は、ヴェネツィア人が扱う商品に課される従価税を財源とし、集団全体に関わる支出を賄う制度だった。その運用にあたっては、十二人会に属する二名の構成員が責任を負っていた<sup>6)</sup>。

このようにアレクサンドリアのヴェネツィア人集団は、領事、十二人会、大議會によって組織されていた。これは、ドージェ (Doge 元首) を頂点とし、大議會を基盤とする本国政府の小型版のような外観を呈していたといえよう。とはいえ本国では大議會がドージェを含む主要な役職の選出母体だったのに対して、居留集団では領事の会議体に対する権限が強かったと思われる。前述のように十二人会の構成員を選任していたのは領事だった。また領事が集団内の問題を自国の法と慣習にしたがって排他的に判決しうる、いわゆる領事裁判権は、中世後期の地中海イスラーム圏でヨーロッパ人に認められた基本的な諸特権の一つであり、マムルーク朝も同様の権利を領内のヨーロッパ人に認めていた<sup>6)</sup>。このことは、領事の統制力の強さを予想させる。そこで次に、領事による集団運営を制度面から検討してみよう。

### 三 統制と裁判

ヴェネツィアで選任された領事が、赴任の前に本国政府から与えられる訓令 (commissione) は、領事の職務に関

する諸法令の集成としての性格を有し、それゆえ居留集団の運営の仕組みについて考察するうえで有益な史料である<sup>(7)</sup>。ヴェネツィアのコツレル博物館に所蔵される、一四九八年にアレクサンドリア領事に任命されたジロラモ・ティエポロに与えられた訓令（以下「一四九八年訓令」）は<sup>(8)</sup>、全二四葉からなり、七六の条項と、一四九〇年代に元老院で決議された四つの法令（*parte*）を内容としている。ここに収録された諸条項は、一五世紀末のヴェネツィアの広域行政およびマムルーク朝との関係のいずれの状況をも反映し、当時の集団内で定着していた諸制度や新しい状況への対応策を多岐にわたって示している。それらのうちここでは、大議會と十二人会の人事および議決に関する規定、また十二人会における裁判に関する規定が注目される。

まず大議會について見ると、一四九八年訓令の第四四条は次のように規定する。

それにくわえて我々は、我らが元老院とともに、君に次の自由を与える。我々の商人の利益と安全のためと思われる時は、かの地の大議會に属する全ての我が貴族たち（*Nobili*）からなる大議會を召集できる。そして彼らとともに、その大部分によって、状況に応じて適当と思われること、またこの會議で確定されたことがなされるために、十分な支出をしうることを決定できる。この決定は、議員に課される罰金を条件に遵守されなければならぬ。もしそこに貴族がいまいか、もしくは人数にならないほど少なければ、そこにいる最良の平民を一二名まで選出するように。こうして君は、アレクサンドリアにある我々の富が支払われるような前述の機会に支出することを意図しつつ、君の訓令の手續をふまなければならない<sup>(9)</sup>。

すなわち大議會は、全ての貴族から構成されるが、もしその数が少なければ、領事が最大で一二名の平民を選任し

て不足を補うことができた。また大議會は、領事によって必要に応じて召集され、その主な機能は、集団全体の財政に関わる問題を決議することにあつた。同第三〇条は、ここで法令が「會議に召集された者たちの大部分」によってのみ可決されうることを規定している<sup>(10)</sup>。

次に十二人会については、より多くの条項が見いだされる。まずその構成員の選任について、一四九八年訓令の第二六条は次のように規定する。

多くの事が何回も起つており、そのようなことは起りうるだろうから、記録しえないとしても決議を必要とする。我々は君に次のように命じる。君にとって必要となるたびに、君は、君の會議につき前述のように最良の者たち一二名を選ばなければならない。この一二名をもつて君は、前述の諸問題について対処し、検討し、対処に必要なことを決議しなければならない。そしてこれら會議参加者もしくはその大多数によっていかなることが決定されても、それは確固たるものであるように。しかし、もし大議會の多数もしくは在留者が前述の人数に十分なだけアレクサンドリアにいなければ、君は、現地にいるその他の我々の従属民から、君にとって最良と思われる者たちを、前述の人数の不足分だけ選ばなければならない。彼らとともに、君は前述のとおりに行うように<sup>(11)</sup>。

すなわち十二人会は、必要に応じて領事によって召集され、領事が選任した人たちによって構成されることになつていた。したがつてこの會議の審議と決定には、領事の意向が強く影響していたものと思われる。

十二人会の主要な機能は、集団の管理監督にあつた。例えば一四九八年訓令の第二九条は、領事と十二人会が、現

地の税関に出向しているヴェネツィア人書記 (scrivano) がヴェネツィア人の商品を適切に計量し記録しているか検査すべきことを規定している<sup>(12)</sup>。居留地基金については、同第五条は次のように規定する。

また一四〇六年に次のように決議された。十二人会は、かの地で二名の金庫係 (camerari) を選出しなければならぬ。彼ら金庫係は、金銭が置かれるいかなる金庫の鍵をも保持しなければならぬ。また同様に、あらゆる基金「収入」と全ての支出を記録する帳簿を各人一冊ずつもたなければならぬ。それらは、前述の基金の勘定が検査されるため、我らの領事とともに一括されるように。それにくわえてその時々々の領事と金庫係は、公正となるよう、すでに基金「の税」を課せられた商人に、いかなる基金「の税」をも二回課してはならないし、その必要はない。前述の金庫係は、一〇 *bisanti* の罰金を条件に「これを」拒否できない。また十二人会による以外は、いかなる基金「の税」をいかなる方法によっても課してはならない<sup>(13)</sup>。

すなわち居留地基金の実務は、十二人会が選出する二名の金庫係によって行われ、彼らが作成する帳簿は領事によって管理されることになっていた。

領事による判決をともし裁判について見ると、一四九八年訓令の第七条は、二五 *libre* 以下の罰金を課す場合は領事単独で、それ以上の場合には領事の「会議の大多数」によって判決されるべきことを規定している<sup>(14)</sup>。同第二十七条は、裁判の手順についてより詳細に規定している。

またもし我々のヴェネツィア人たちの間における何らかの問題が、君にとつて相当と思われるような、何らかの

判決もしくは有罪判決もしくは命令を下すか、二五 *bisanti vecchi* の罰金を課すことを必要とすれば、君が単独でその実行と徴収をなしうることを我々は望む。しかし、もし判決、有罪判決、あるいはより多額の罰金を要するほどの状況である事件だと君に思われるなら、我々は以下のことを望む。君は前述の君の十二人会を召集し、その会議で我が貴族の二名の議員を選ばなければならない。彼らとともに、君たち三名の大多数によって、君たちは判決を下し、命令を与え、二五 *bisanti vecchi* 以上の罰金を課すように。君たちは適正に判決と命令を「下し」罰金を徴収するように。そしてこれについて君たちもしくは君たちの大部分によっていかなることがなされても、それは確固たるものであるように。彼ら議員たちは、各人二五 *bisanti* の罰金を条件に「これを」拒否できない<sup>(4)</sup>。

すなわちヴェネツィア人どうしの利害調整や、一定額以下の罰金を課す判決は、領事単独でなされることとされていた。また一定額以上の罰金を課す判決は、領事および彼が十二人会の中から選んだ二名の貴族が判決することとされていた。ただし領事自身が利害の当事者になった場合については、同第五八条は次のように規定する。

君は、君自身の訴訟、論争、不和において「別の」領事を選出できないし、その必要はない。前述の場合、かかる領事もしくは副領事は、十二人会の投票によって選出されなければならない。そして他の者たちより多く、過半数を得票した者は、その時の君の訴訟、論争もしくは不和についてのみ、その回は領事もしくは副領事となるように。そのようなことが生じるたびに、君は「これを」遵守しなければならない。しかしもし君が会議なしで前述の領事もしくは副領事を選出するという違反をすれば、その者によって君に有利になされるいかなる判決

も、全く意味をもたないように<sup>(46)</sup>。

すなわち領事の係争時は、十二人会で投票によって選出された者が、臨時の領事もしくは副領事として判決することとされていた。

#### 四 本国政府と現地政権の間

一四九八年訓令に見られる以上の諸条項から、アレクサンドリアのヴェネツィア人集団では、領事およびその意向の影響下にある十二人会による管理監督が制度化されていたことが分かる。ここには、領事をつうじて外地の居留集団を確実に統制しようとする、本国政府の意志が明らかに反映されている。

このことは、ヴェネツィアの行政機構の内部のみならず、ヴェネツィアとマムルーク朝との関係においても意義を有していたものと思われる。一四九八年訓令の第二五条は、領事がスルタン政権によって認められた諸条項 (*pariti*) の遵守に努めるべきことを規定している<sup>(47)</sup>。スルタン政権にとつて、領域内のヴェネツィア人は、イスラーム法の原則にしたがつて居留を許された者たちであり、現地社会のなかで、両国間で合意された諸条件を遵守しつつ活動する必要があった<sup>(48)</sup>。したがつてその集団の正常な運営と統制は、スルタン政権による社会秩序の維持の観点から見て、やはり重要な意味を有していたと思われる。それゆえ中世アレクサンドリアにおけるヴェネツィア人集団の運営をめぐる制度と実態を、ヴェネツィア・マムルーク朝関係のなかで位置づけていくことが重要な課題といえよう。



- (1) 注  
 中世アレクサンドリアの地理的・社会的特徴については、すでに次の論考で論じた。堀井優「中世アレクサンドリアの空間構成」歴史学研究会編『港町のトポグラフィ』（港町の世界史②）青木書店、二〇〇六年、二四五―二七〇頁。一四世紀中葉から一五世紀末にかけてのヴェネツィアの東方貿易の伸長については、E. Ashtor, *Levant Trade in the Later Middle Ages*, Princeton, 1983, chaps. III–VII.
- (2) M. P. Pedani-Fabris, “The Oath of a Venetian Consul in Egypt (1284).” *Quaderni di studi arabi*, vol. XIV (1996), pp. 215–219; *idem*, “Reports of Venetian Consuls in Alexandria (1554–1664).” in M. Tuchscherer and M. P. Pedani, *Alexandrie ottomane*, vol. I, Cairo, 2011, p. 47. アレクサンドリアに駐在したヴェネツィア領事のリストとして、Ashtor, *Levant Trade*, pp. 551–555; Pedani-Fabris, “Reports of Venetian Consuls in Alexandria,” pp. 157–159. アレクサンドリアにおけるヴェネツィア人の居留商人数は、アシウトゥールによれば、一四二六―一三五年には三三―一四九人の間で増減し、一四五五年には三七人、一四五六年には二四人であり、これはイタリヤ商人のなかで最も多く、次いで多いジェノヴァ商人の数は、一四二六―一三五年には五―二六人、一四五五年には九人、一四五六年には一〇人だった (Ashtor, *Levant Trade*, pp. 359, 484)。一五三三年にヴェネツィア領事の駐在地がアレクサンドリアからカイロへ移転した経緯については、堀井優「オスマン帝国とヨーロッパ商人―エジプトのヴェネツィア人居留民社会―」深沢克己編『国際商業』（近代ヨーロッパの探究9）シネルヴァ書房、二〇〇二年、二五―二五三頁。
- (3) 代表的な研究として、S. Labib, *Handelsgeschichte Ägyptens im Spätmittelalter (1171–1517)*, Wiesbaden, 1965; W. Heyd, F. Rautaud (Tr.), *Histoire du commerce du Levant au moyen-âge*, 2 vols., Leipzig, 1885–1886; Ashtor, *Levant Trade*.
- (4) 一五・一六世紀アレクサンドリアのヴェネツィア領事職の機能については、Wilken, “Über die Venetianischen Consulu zu Alexandrien im 15ten und 16ten Jahrhundert,” *Historisch-philologische Abhandlungen der Königl. Preuss. Akademie der Wissenschaften zu Berlin*, 1831, pp. 29–46. また一五世紀のアレクサンドリアおよびダマスカスにおけるヴェネツィア人の行政組織および領事の機能については、Ashtor, *Levant Trade*, pp. 411–415 の概観を参照せよ。
- (5) Ashtor, *Levant Trade*, pp. 401, 411; G. Christ, *Trading Conflicts: Venetian Merchants and Mamluk Officials in Late Medieval Alexandria*, Leiden and Boston, 2012, pp. 70–71. 居留地基金の運営については、Wilken, “Über die Venetianischen Consulu,” に詳し。
- (6) J. Wansbrough, “Imtūyāzāt, i,” *Encyclopaedia of Islam*, new ed., vol. III, Leiden, 1971, pp. 1178b–1179a; Ashtor, *Levant Trade*, p.

42. 例えばマムルーク朝スルタンが一四八九年に發布した、フィレンツェ人の権利を認める勅令の第一四条に示される次の条文は、領事裁判権を明確に規定している。「フィレンツェ人の集団の間で争いや損害があるなら、あるいは彼らのうちの一人が、彼の属する集団の一人に対して「何か要求する」権利を有するなら、彼らの慣習あるいは合意であるところにならなくては、彼らの集団の領事以外は、総督たち、裁判官たち、商人たちのいかなる者も、彼らの間で判決を下さないように。」(J. Wansstrough, "A Mamluk Commercial Treaty Concluded with the Republic of Florence 894/1489," in S. M. Stern (ed.), *Documents from Islamic Chanceries*, Oxford, 1965, p. 57.)
- (7) Pedani, "The Oath," p. 217; Christ, *Trading Conflicts*, p. 68.  
(8) *Commissione del Girolamo Tiepolo, console d'Alessandria, 1498*, Museo Correr (Venice), Cod. Cicogna 2995 (Commissione 70).  
(9) *Ibid.*, f. 10r.  
(10) *Ibid.*, ff. 7v-8r.  
(11) *Ibid.*, f. 7r.  
(12) *Ibid.*, f. 7v.  
(13) *Ibid.*, f. 13v.  
(14) *Ibid.*, f. 4v.  
(15) *Ibid.*, f. 7r-v.  
(16) *Ibid.*, f. 16r.  
(17) 条文は次のとおりである。「君はアレクサンドリアで、スルタンとの間で新たに定められた諸条項を見いだすだろう。我々は、慎重を期して、その写しを発行してもらった。それゆえ君は、それが遵守されるよう努めるように。」(*Ibid.*, f. 7r.)  
(18) 中世イスラーム国家領域内のヨーロッパ人の居留と活動に関する規範については、さしあたり堀井「オスマン帝国とヨーロッパ商人」、一三三四—一三三五頁。